

金融サービスの提供に関する「勧誘方針」

当社（個人代理店※を含みます。以下同様です）は「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、保険商品をはじめとする各種金融商品の販売における勧誘方針を次のとおり定め、これに基づいて販売活動を行います。

※個人代理店とは、保険会社・当社と三者で代理店委託契約を締結し、当社と分担・共同して代理店業務を行う代理店を指します。

1. 各種の法令等を遵守し、適切な勧誘・販売に努めます。

- 保険業法、金融サービスの提供に関する法律、消費者契約法、金融商品取引法、個人情報保護に関する法律およびその他の関係法令等を遵守し、適正な勧誘・販売に努めます。
- お客さまへの適切な勧誘・販売を確保するために、社内の管理体制を整備するとともに、研修に取り組みます。
- お客様に関する情報は、プライバシーを尊重するとともに、適切な取扱い・管理を行います。
- 保険金の不正取得を防止する観点から、適正な保険商品の勧誘・販売に努めます。特に満年齢が15歳未満の方を被保険者とする保険契約については、適正な保険金額の設定に注意を払うなど、保険金の不正取得防止に努めます。

2. お客さまのご意向と実情に応じた勧誘・販売に努めます。

- お客さまのご意向を把握するとともに、保険商品やサービス等に関するお客さまの知識、経験、財産の状況、購入の目的などを総合的に勘案して、お客さまのご意向と実情に沿った保険商品をご選択いただけるよう、保険商品やサービスの説明を通じて適切に情報をご提供するよう努めます。
- 保険商品やサービス等のご説明にあたっては、お客さまと直接対面しない販売方法で行う場合も含め、販売実態に応じて、お客さまにわかりやすい説明となるよう工夫します。またご高齢のお客さまには、より丁寧にご説明するなどご理解いただきやすいものとなるように努めます。
- 保険商品販売やサービスの提供に際しては、お客さまの立場に立って、時間帯や場所、方法等に十分配慮いたします。

3. お客さまにご満足いただけるサービスの提供に努めます。

- お客さまからのお問い合わせには、迅速・適切・丁寧に対応するよう努めます。
- 保険事故が発生した場合は、保険金等のご請求についてわかりやすく丁寧にご案内し、迅速かつ適正な保険金のお支払いに努めます。
- お客さまからいただく様々な声を収集し、商品の開発やサービスのご提供、保険商品の販売に活かしてまいります。